

**受注型企画旅行 ご旅行条件書**※お申し込みいただく前に必ずお読みください。  
(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)・(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

### 1. 受注型企画旅行契約 ご旅行条件

- (1) 「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、旅行の目的及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。
- (2) 当社が、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表(コース表)、旅行条件書(または見積書)に記載されたもの以外はこのとおりとなります。この取引条件説明書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

### 2. 契約の申し込み

- (1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、動物食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出てください。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (7) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

### 3. 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
  - (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
  - (3) お客様方の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
  - (4) 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等 その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - (5) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - (6) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

### 4. 契約成立の時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- (2) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規約にかかわらず、当社がお客様に承諾の通知を受けて、同申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。

### 5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービス

の内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

### 6. 確定書面の交付

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において使用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合)にあつては、旅行開始日) までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

### 7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払ください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当社は、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の利用人員により旅行代金が増減する旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

### 8. 契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあつたときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

### 9. 旅行契約の解除

- (1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
  - イ. お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
  - ロ. 当社が運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に証憑書類を添付して明示したときは、お客様は、明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
  - ハ. 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も企画書面記載の取消料をいただきます。
- (2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合
  - イ. お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
  - ロ. 旅行契約内容に第 13 項の表の左欄に例示する重要な変更が行われたとき。
  - ハ. 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあつた場合を除きます)。
  - ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ホ. 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
  - ヘ. 当社の帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- (3) お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
- (4) 当社は、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 10. 当社による旅行契約の解除

次の場合は旅行契約を解除することがあります。払戻しに関しては前項の規定によります。

- (1) 旅行代金を期日までにお支払いいただけない時。
- (2) 申し込み条件の不適合。
- (3) 病氣、団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能な時。
- (4) 天災地変、戦乱、暴動、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行者等サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい時。
- (5) スキー等を目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の際に明示したものが成就しない恐れが極めて大きい時。

## 11. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- (3) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行者等サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、感染症の拡大、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮等)の当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害(旅行等サービスに参加するための交通費、宿泊費を含むが、この限りではない。)を賠償する責任を負うものではありません。

## 12. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4) お客様がご旅行参加中に、傷病その他の事由により医師の診断や加療その他の措置が必要となった場合には、旅行の円滑な実施をはかるため当社の指示に従っていただきます。なお、これに要する費用はお客様のご負担となります。

## 13. 特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が当該旅行参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

- (1) 細菌性食物中毒によるもの
- (2) 当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害
- (3) お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、危険な運動中の事故によるもの
- (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるもの

## 14. 旅程保証

- (1) 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。
  - イ. 次に掲げる事由による変更
    - (a) 天災地変 (b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 運送・宿泊機関・ツーリズムプログラム提供事業者等の旅行者サービス提供の

- 中止 (f) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置
- 口. 第9・10項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは当社は変更補償金を支払いません。
  - (3) 当社はお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことがあります。
  - (4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第11項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害賠償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.0	5.0

- (注1) 上記の表において、「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき、1件として取り扱います。
- (注3) 第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。
- (注4) 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までの率を適合せず、第8号によります。

## 15. 禁止行為

- 参加者は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他の参加者、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
  - (2) 前号の他、他の参加者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
  - (3) 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
  - (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。
  - (5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて、または当社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
  - (6) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
  - (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

## 16. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 参加者は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。
  - イ. 暴力的な要求行為。
  - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
  - ホ. その他、前各号に準ずる行為。

- (3) 当社は、参加者が第 16 項第 1 号、第 2 号の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因しました関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

#### 17. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効(必要残存月数など)かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

#### 18. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

#### 19. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、お客様からの電話、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当社および当社グループ企業、受託旅行者(販売店)において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

※このほか、当社および当社グループ企業では、

①当社が発行する書籍およびその他旅行広告等のご案内

②当社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

③保険等のご案内

④旅行参加後のご意見やアンケートのお願い

⑤特典サービスの提供

⑥統計資料の作成

⑦当社事業への参画のご案内にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴およびメールアドレスを商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。
- (3) グループ企業名称については、当社ホームページ([https://unalabs.jp/#sec\\_companies](https://unalabs.jp/#sec_companies))をご参照ください。
- (4) 当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

#### 20. 約款準拠

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型 企画旅行契約の部)

<https://unalabs.jp/assets/media/order.pdf?200710>に定めるところによります。

#### ○任意保険について

ご参加の際は、国内旅行保険に加入されることをおすすめします。

#### ○旅行の再実施について

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

#### ○基準期日

この旅行条件は 2022 年 12 月 1 日を基準としております。